

羽村市公共建築物等における木材利用推進方針

令和7年2月12日

1 目的

この方針は、羽村市内の公共建築物等の整備における積極的な多摩産木材をはじめとする国産木材の利用を推進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（林野庁 令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 木材利用の意義

森林を適切に整備し、環境の保全や水源の涵養などの機能を発揮していくためには、地域の木材を有効に活用していくなど、木材の循環利用に向けた取組が必要である。断熱性、調湿性等に優れる木材は、持続的生産が可能な資源であり、その特性を生かし、公共建築物等に木材利用を推進することで、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や地球温暖化の防止、循環型社会形成への貢献が期待できることから公共建築物等への木材の利用を推進する。

3 基本的事項

市は、公共建築物の整備等を実施するに当たり、積極的に多摩産木材を利用した方法を検討し、次に掲げるとおり、その使用に努めることとする。ただし、予算や木材の供給に不足が見込まれる場合は、多摩産木材以外の国産木材を積極的に使用する。

（1）公共建築物

公共建築物の建築及び改修に当たっては、施設の特徴を踏まえて積極的に多摩産木材を使用し、建築物の木造化、木質化を図るよう努める。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる場合

ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

（2）公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、多摩産木材及び多摩産木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と

認められる場合

イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 考慮すべき事項

公共建築物の整備等における木材の利用に当たっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のライフサイクルコスト、適切な保守管理について十分に配慮する。また、利用者のニーズ、木材の利用による付加価値、自治体間連携・交流や地産地消等の観点による調達産地の選定等も考慮し、これらを総合的に判断して木材の利用に努めるものとする。

4 木材利用の啓発及び普及の推進

市は、公共建築物等の木造化、木質化の推進に当たっては、市民等へ木材利用の意義を広くPRし、環境保全意識の醸成に努める。